

広報 やいが

No. 128

昭和35年9月1日発行

昭和35年6月21日
第3種郵便物許可
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所

編集兼人 増井 弘

印刷所 蒔田印刷所

定価2円



おじいさん
おばあさん

お = し = あ = わ = せ = に

—9月15日は「としよりの日」—

焼津市の老人ホームには現在二十三人（男六名、女十七名）のおじいちゃんがおられます。これらの人たちの一日の生活をお知らせしましょう。

食事…おとしよりにとつて、
食事ほど楽しいものはあり
ません。それで専門の調理士
がいて、季節のものを多
くとり入れ、三度三度の献
立調理に工夫をこらし、お
としよりによろこばれる給
食をしています。

や奉仕などしてくれるのでおとしよりは心をやわらげられます。

作業その他：ともすれば孤独になり勝ちですので、集団としての日課を定め、規律ある生活にいそしむようになっています。作業などはその人の経験や能力に応じて行なうよう指導されていて、ますので、日々に変化がもたらされます。

九月十五日は「としよりの日」です。この日から一週間はおとしよりの福祉と、健康で楽しい毎日がおくれるようになります。多くのおとしよりの中には、身寄りのない人たちもあり、焼津市にも老人ホームがあつて、このような人たちを保護しています。ともすれば世の中から置き去りにされそうなので、この人たちをたずねてみましょ。

昔から、わが国の一年のうちで厄日は二百十日とされてゐる。毎年九月一日か二日で（今年は一日）立春

二百十日の由来

保健衛生：ホームには診療所が併設されており、週二回嘱託医が勤務、また常勤の看護婦が病気の予防と診療にあたっているおかげで、おとしよりの健康はまもられています。

教養娯楽・社会からとりのこされないように、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌などをきいたりみたり、また、時には慰問の人たちが、演芸

新しい社会との戦いを終つた老人たちの静かないこの場所であると思います。ホームの参觀はいつでもできますからご遠慮なくお出かけください。」

安井はつりをとりやめて帰ったが、いろいろ研究して一つのデータを作り、幕府に進言して、この日を歴史の上に書きこむようになつたといわれる。

災害に備えて 警笛信号を定める

◆本格的な台風シーズンに入りました。招かざる客「台風」は… ◆ことしもぞくぞくと遠慮もなく押しかけてきてありがたくな… ◆い土産を置いていきます。「災害は忘れずにやつてくる!」… ◆といわれていますが、台風は本当に迷惑なお客です。

(災)害があるごと「天災だ

とか「人災だ」とか、いろ

いろの言葉がとびますが、ど

ちらにしろ尊い人命や、家財

を失なう事は悲劇にはちがい

ありません。「備えあれば憂

いなし」やはり、備えて災害

を最少限度におさえる努力と

気がまえが大切です。

市ではことしも水防計画を

作成し、水災の警戒と防止に

つとめることになりました。

特に警鐘信号には注意して

いたき信号の意味(別図を

参照のこと)をおぼえておい

てください。

(各)家庭では、ラジオ、テ

レビなどの情報に十分注意し

ていつてもその態勢に応じら

れるように準備してください

もし最悪の退避信号の出され

た時は、水防本部、警察など

の指導指示を守って、すみや

かに行動してください。

区分	方法	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○ 約五秒 休止 ○ 約五秒 休止 ○ 約五秒 休止 ○ 约十秒	○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约十秒
第二信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约十秒	○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约十秒
第三信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约十秒	○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约五秒 休止 ○ 约十秒
第四信号	乱打	○ 约一分 休止 ○ 约五秒 ○ 约一分 休止 ○ 约五秒	○ 约一分 休止 ○ 约五秒 ○ 约一分 休止 ○ 约五秒

対象者は

△肢切斷又は肢体不自由者で
心臓病の指導を必要とする者

△各科とも一力年
登録申請のできる人

身体障害者更生指導所で
入所生の募集をしています

注意事項

登録申請のできる人

申請書提出期限: 九月十五日

入所の日時は
△昭和三十五年十月一日

△入所後の経費
△指導訓練に要する経費は無

△食費月二、四〇〇円は本人負担、ただし生活状況により減免もある。

△所定の入所願書、履歴書、料

戸籍抄本、健康診断書を添えて福祉事務所に提出する。

△失業している者又は転職希望している者で、特に残存機能の回復訓練を必要とする者

△前号に登載した「海外に学ぶ青矢山中君のたより」の続編

第一信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
第二信号 消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第三信号 当該分団区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの。
第四信号 必要と認められた内に住居者に避難のため立ち退く事を知らせるもの。

(注)

この名簿は衆、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選舉に大切な名簿です。

次の各事項に該当する人は期日までに必ず申請してください。

登録申請のできる人

①日本国民で昭和三十五年六月十五日以前から焼津市に

在り、旅行中の者でも、本市に生活の本拠のある場合は、本市に選舉権がありますから申請してください。

②学生などで他市町村に下宿している場合は、特別の事情のないかぎり下宿先などに選舉権がありますから申請してください。

③現委員または漁協組合員または漁業者のために漁船を使用して行なう水産動植物の採捕、もしくは養殖に從事するもの。

④昭和十五年十二月二十一日以前に生れた者

△同居人、使用人または隣組に入っていない人などで、名簿からもれている場合がありますから、同居人、使用者は申請してください。

△現委員または役員に就任する際の選舉の選舉権、被選舉権を有していない者は、在住中の選舉権がありますから申請してください。

△現委員または漁協組合員の選舉人名簿について

△駿河湾海区漁業調整委員の選舉人名簿について

△この申請書は漁業従事者が申請するのですが、乗船中などのため本人が居ない場合は家族の者が代って申請してください。

△世帯を別にする者または法人は各々別の用紙を使用してください。

△この申請書提出期限: 九月十五日

△昭和三十五年十月一日

△指導訓練に要する経費は無

△食費月二、四〇〇円は本人負担、ただし生活状況により減免もある。

△所定の入所願書、履歴書、料

戸籍抄本、健康診断書を添えて福祉事務所に提出する。

△前号に登載した「海外に学ぶ青矢山中君のたより」の続編

第一信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
第二信号 消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第三信号 当該分団区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの。
第四信号 必要と認められた内に住居者に避難のため立ち退く事を知らせるもの。

(注)

この名簿は衆、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選舉に大切

な名簿です。

次の各事項に該当する人は期日までに必ず申請してください

登録申請のできる人

①日本国民で昭和三十五年六月十五日以前から焼津市に

在り、旅行中の者でも、本市に生活の本拠のある場合は、本市に選舉権がありますから申請してください。

②学生などで他市町村に下宿している場合は、特別の事

情のないかぎり下宿先などに選舉権がありますから申

請してください。

③現委員または漁協組合員または漁業者のために漁船を

使用して行なう水産動植物の採捕、もしくは養殖に從事するもの。

④昭和十五年十二月二十一日以前に生れた者

△同居人、使用人または隣組に入っていない人などで、名簿からもれている場合がありますから、同居人、使用者は申請してください。

△現委員または役員に就任する際の選舉の選舉権、被選舉権を有していない者は、在住中の選舉権がありますから申請してください。

△現委員または漁協組合員の選舉人名簿について

△駿河湾海区漁業調整委員の選舉人名簿について

△この申請書は漁業従事者が申請するのですが、乗船中などのため本人が居ない場合は家族の者が代って申請してください。

△世帯を別にする者または法人は各々別の用紙を使用してください。

△この申請書提出期限: 九月十五日

△昭和三十五年十月一日

△指導訓練に要する経費は無

△食費月二、四〇〇円は本人負担、ただし生活状況により減免もある。

△所定の入所願書、履歴書、料

戸籍抄本、健康診断書を添えて福祉事務所に提出する。

△前号に登載した「海外に学ぶ青矢山中君のたより」の続編

第一信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
第二信号 消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第三信号 当該分団区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの。
第四信号 必要と認められた内に住居者に避難のため立ち退く事を知らせるもの。

(注)

この名簿は衆、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選舉に大切

な名簿です。

次の各事項に該当する人は期日までに必ず申請してください

登録申請のできる人

①日本国民で昭和三十五年六月十五日以前から焼津市に

在り、旅行中の者でも、本市に生活の本拠のある場合は、本市に選舉権がありますから申請してください。

②学生などで他市町村に下宿している場合は、特別の事

情のないかぎり下宿先などに選舉権がありますから申

請してください。

③現委員または漁協組合員または漁業者のために漁船を

使用して行なう水産動植物の採捕、もしくは養殖に從事するもの。

④昭和十五年十二月二十一日以前に生れた者

△同居人、使用人または隣組に入っていない人などで、名簿からもれている場合がありますから、同居人、使用者は申請してください。

△現委員または役員に就任する際の選舉の選舉権、被選舉権を有していない者は、在住中の選舉権がありますから申請してください。

△現委員または漁協組合員の選舉人名簿について

△駿河湾海区漁業調整委員の選舉人名簿について

△この申請書は漁業従事者が申請するのですが、乗船中などのため本人が居ない場合は家族の者が代って申請してください。

△世帯を別にする者または法人は各々別の用紙を使用してください。

△この申請書提出期限: 九月十五日

△昭和三十五年十月一日

△指導訓練に要する経費は無

△食費月二、四〇〇円は本人負担、ただし生活状況により減免もある。

△所定の入所願書、履歴書、料

戸籍抄本、健康診断書を添えて福祉事務所に提出する。

△前号に登載した「海外に学ぶ青矢山中君のたより」の続編

第一信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
第二信号 消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第三信号 当該分団区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの。
第四信号 必要と認められた内に住居者に避難のため立ち退く事を知らせるもの。

(注)

この名簿は衆、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選舉に大切

な名簿です。

次の各事項に該当する人は期日までに必ず申請してください

登録申請のできる人

①日本国民で昭和三十五年六月十五日以前から焼津市に

在り、旅行中の者でも、本市に生活の本拠のある場合は、本市に選舉権がありますから申請してください。

②学生などで他市町村に下宿している場合は、特別の事

情のないかぎり下宿先などに選舉権がありますから申

請してください。

③現委員または漁協組合員または漁業者のために漁船を

使用して行なう水産動植物の採捕、もしくは養殖に從事するもの。

④昭和十五年十二月二十一日以前に生れた者

△同居人、使用人または隣組に入っていない人などで、名簿からもれている場合がありますから、同居人、使用者は申請してください。

△現委員または役員に就任する際の選舉の選舉権、被選舉権を有していない者は、在住中の選舉権がありますから申請してください。

△現委員または漁協組合員の選舉人名簿について

△駿河湾海区漁業調整委員の選舉人名簿について

△この申請書は漁業従事者が申請するのですが、乗船中などのため本人が居ない場合は家族の者が代って申請してください。

△世帯を別にする者または法人は各々別の用紙を使用してください。

△この申請書提出期限: 九月十五日

△昭和三十五年十月一日

△指導訓練に要する経費は無

△食費月二、四〇〇円は本人負担、ただし生活状況により減免もある。

△所定の入所願書、履歴書、料

戸籍抄本、健康診断書を添えて福祉事務所に提出する。

△前号に登載した「海外に学ぶ青矢山中君のたより」の続編

第一信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
第二信号 消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第三信号 当該分団区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの。
第四信号 必要と認められた内に住居者に避難のため立ち退く事を知らせるもの。

(注)

この名簿は衆、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選舉に大切

な名簿です。

次の各事項に該当する人は期日までに必ず申請してください

登録申請のできる人

①日本国民で昭和三十五年六月十五日以前から焼津市に

在り、旅行中の者でも、本市に生活の本拠のある場合は、本市に選舉権がありますから申請してください。

②学生などで他市町村に下宿している場合は、特別の事

情のないかぎり下宿先などに選舉権がありますから申

請してください。

③現委員または漁協組合員または漁業者のために漁船を

使用して行なう水産動植物の採捕、もしくは養殖に從事するもの。

④昭和十五年十二月二十一日以前に生れた者

△同居人、使用人または隣組に入っていない人などで、名簿からもれている場合がありますから、同居人、使用者は申請してください。

△現委員または役員に就任する際の選舉の選舉権、被選舉権を有していない者は、在住中の選舉権がありますから申請してください。

△現委員または漁協組合員の選舉人名簿について

△駿河湾海区漁業調整委員の選舉人名簿について

△この申請書は漁業従事者が申請するのですが、乗船中などのため本人が居ない場合は家族の者が代って申請してください。

△世帯を別にする者または法人は各々別の用紙を使用してください。

△この申請書提出期限: 九月十五日

△昭和三十五年十月一日

△指導訓練に要する経費は無

△食費月二、四〇〇円は本人負担、ただし生活状況により減免もある。

△所定の入所願書、履歴書、料

戸籍抄本、健康診断書を添えて福祉事務所に提出する。

△前号に登載した「海外に学ぶ青矢山中君のたより」の続編

第一信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
第二信号 消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第三信号 当該分団区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの。
第四信号 必要と認められた内に住居者に避難のため立ち退く事を知らせるもの。

(注)

この名簿は衆、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選舉に大切

な名簿です。

次の各事項に該当する人は期日までに必ず申請してください

登録申請のできる人

①日本国民で昭和三十五年六月十五日以前から焼津市に

在り、旅行中の者でも、本市に生活の本拠のある場合は、本市に選舉権がありますから申請してください。

②学生などで他市町村に下宿している場合は、特別の事

情のないかぎり下宿先などに選舉権がありますから申

請してください。

③現委員または漁協組合員または漁業者のために漁船を

使用して行なう水産動植物の採捕、もしくは養殖に從事するもの。

④昭和十五年十二月二十一日以前に生れた者

△同居人、使用人または隣組に入っていない人などで、名簿からもれている場合がありますから、同居人、使用者は申請してください。

△現委員または役員に就任する際の選舉の選舉権、被選舉権を有していない者は、在住中の選舉権がありますから申請してください。

△現委員または漁協組合員の選舉人名簿について

△駿河湾海区漁業調整委員の選舉人名簿について

△この申請書は漁業従事者が申請するのですが、乗船中などのため本人が居ない場合は家族の者が代って申請してください。

△世帯を別にする者または法人は各々別の用紙を使用してください。

△この申請書提出期限: 九月十五日

△昭和三十五年十月一日

△指導訓練に要する経費は無

△食費月二、四〇〇円は本人負担、ただし生活状況により減免もある。

△所定の入所願書、履歴書、料

戸籍抄本、健康診断書を添えて福祉事務所に提出する。

△前号に登載した「海外に学ぶ青矢山中君のたより」の続編

第一信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。
第二信号 消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの。
第三信号 当該分団区域内に住居するものが出動すべきことを知らせるもの。
第四信号 必要と認められた内に住居者に避難のため立ち退く事を知らせるもの。

(注)

この名簿は衆、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選舉に大切

な名簿です。

次の各事項に該当する人は期日までに必ず申請してください</p

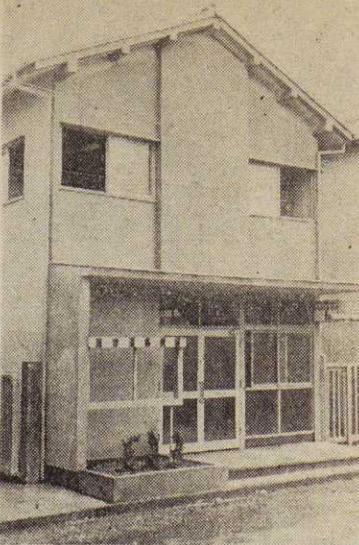
港周辺の利便をはかる

最近急速に発展する港周辺の利用者や、外来船の入港者が便利なように、郵政省は中港町三九〇の二番地（赤坂鉄工事務所裏側）に港郵便局を開設しました。

新築し、九月一日から開局しました。

当局では近隣の人たちの利用を望んでいます。

【写真・開局した港郵便局】



- 四、採用予定期間：昭和三十六年一月（一部三月及び前年十二月入隊があり）
三、受付期間：昭和三十五年九月一日から同年十月一日まで。
○細かい事は市民課でおたずねください。

どんな人が加入できるか

拠出制国民年金

く留守家族手当および特別手当を受けている人
へ、前記イからホまでに該当する者の配偶者

ト、大学（高等学校も含む）の学生

任意に加入することができる人

①被用者年金各法の適用を受けている人の配偶者

②前のニ、ホ、ヘ、トに該当する人

③昭和三十六年四月一日現在で五十才をこえ五十五才をこえない人。（つまり明治三十九年四月一日から明治四十四年三月三十日までの間に生れた人）

○これらの人々は自分の考え方でこの年金に加入したいと思えば知事の承認を得て被保険者となることができます

が、五十才をこえ五十五才をこえない人で、加入しなければならない人

拠出制国民年金は社会保険の方法をとっています。そして法定で定めてある事がさらにあればなりません。そして老令になつた場合や不幸にして体に障害を受けた場合、或いは生計の中心者が死亡した仕組になつています。

このようにこの制度に加入して将来の年金の保障を与える人を被保険者といいます。この被保険者は法律にもとづいて加入しなければなりません。この被保険者は年金各法に基く被保険者で、このほかに希望すれば加入できる任意加入の被保険者

日本国内に住所を有する二十才以上五十才未満の日本人

イ、被用者年金各法（別記※）

募集官衛自衛官集

する男子。

- 二、試験科目：中学校卒業程度の学力について行なう筆記試験。

三、受付期間：昭和三十五年九月一日から同年十月一日まで。

四、採用予定期間：昭和三十六年一月（一部三月及び前年十二月入隊があり）

○細かい事は市民課でおたずねください。

出張徵収

9月29日（木）

石津水天宮	9.00～12.00
惣右エ門	13.00～13.30
大島作業所	14.00～14.30
乙女ヶ丘停留所前	15.00～15.30

9月30日（金）

浜当目堂の前	9.00～12.00
越後島作業所前	13.30～14.30

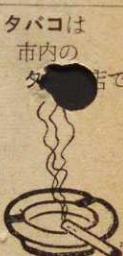
ご注意

○和田漁民会館前と焼津神社前は9月から廃止となりました。

○したがって順路と時間が変りました。

今月の納税

国保税 九月分



の募集が次の要領で行なわれます。
一、応募資格：昭和十一年一月二日から昭和十八年一月一日までの間に生れた日本国籍を有する男子。

- △身体障害者手帳を有する者
△謄写タイプ科
△ラジオ・テレビ科
△毛糸手芸科

△昭和三十五年九月十日面接選挙の日時と場所は昭和三十五年九月二十日午前九時から更生指導所（静岡市春日町）にて行なう。

△身体障害者手帳を有する者
△謄写タイプ科
△ラジオ・テレビ科
△毛糸手芸科

△昭和三十五年九月十日面接選挙の日時と場所は昭和三十五年九月二十日午前九時から更生指導所（静岡市春日町）にて行なう。

広報やいづ

國勢調查特集

藝 1 調査範囲 国勢調査 昭和三十五年十月
国 1 査で調査するのは
　　一日に国内に住んで
　　いる人全部です
日本人はもちろん
外国人もすべて調査しますが
外国軍隊の軍人や家族などは
調査から除きます。
十月一日前後に生まれた人
や死んだ人についてはつぎの

住地(7)教育(8)配偶関係(9)出産力(結婚したことのある女子のみ)(10)過去一週間の就業状況など(十五才以上の人のみ)(11)世帯の種類(12)住居に関する事項(13)家計の収入の種類

調査方法 調査には、世帯ごとに別々の調査票を用います。この調査票を調査日(十月一日)の前に調査員が各世帯にくはりますから、これに世帯主が、前に述べた(1)から(9)までの事項を記入してください。

なお記入の際には調査票に書いてある注意事項をよく読んで間違いないようにしてください。(10)から(13)までの事項

答 日本の人口は一年間にどのくらいふえていますか。

答 昨年一年間に出生は六十万、死亡は七十万で、九十万人増加しています。

前回の国勢調査のとき(昭和三十三年)日本の人口はいくらでしたか。

答 八千九百二十八万人でした。

世界の総人口をご存知ですか。

答 二十八億五千二百万人です。

日本的人口は世界で何番目ですか。

答 中国、インド、ソ連、アメリカについて五番目です。

人口 話 の 泉

人口話の皇

前回の国勢調査のとき（昭和三十年）日本の人口はいくらでしたか。

答 八千九百二十八万人でした。

世界の総人口をご存知ですか

答 二十八億五千二百万人です。

日本の人口は世界で何番目ですか。

答 中国、印度、ソ連、

答 中国 インド ジャパン アメリカについて五番目です。日本の人口は一年間にどのくらいふえていますか。答 昨年一年間に出生は百

答　　昨年一年間に出生は百六十万、死亡は七十万で、九十万人増加しています。

<p>応募方法</p> <p>1 官製ハガキを使用し、数字は算用数字とします。</p> <p>2 一人で何枚応募しても差支えありません。</p> <p>3 答は一枚一件のみとします。</p>	<p>静岡県</p> <p>宛先 静岡市追手町</p> <p>人口予想係</p> <p>締切日 九月三十日（当日消印のあるものは、有効とします）</p> <p>応募方法 右記の静岡県の募集要領と同じです。</p> <p>宛先 烧津市役所庶務課統計係</p> <p>締切日 九月三十日（当日消印のあるものは有効とします）</p> <p>応募資格 烧津市に常住しているものに限ります。</p> <p>応募方法 右記の静岡県の募集要領と同じです。</p> <p>宛先 烧津市役所庶務課統計係</p> <p>締切日 九月三十日（当日消印のあるものは有効とします）</p> <p>応募方法 右記の静岡県の募集要領と同じです。</p> <p>発表 「広報やいづ」十二月 県の募集要領と同じです。</p>
--	--

人口予想懸賞募集

応募資格 焼津市に常住しているものに限ります。
応募方法 右記の静岡県の募集要領と同じです。

参考	主催者	開催の紙上をもって発表
25.10.1	30.603人(国調)	32.12..
30.10.1	67.229(〃)	33.12..
31.12.31	68.258(推計)	34.12..

31	70.242	(")
31	71.042	(")
31	72.178	(")
31	72.240	(")

	31.12.31	2,679.706	(推計)	岡県統計協会 岡新聞社
移動図は「住民登録法によつた報告」によつた	32.12.31	2,699.096	(〃)	
	33.12.31	2,722.792	(〃)	
	34.12.31	2,754.621	(〃)	
	35. 4.31	2,764.631	(〃)	

